

「川口市路上分煙実施計画」

○令和5年度路上分煙実施計画

(1) 路上喫煙禁止地区の新規指定及び指定喫煙所の設置

- ・路上喫煙者等に関する市民からの意見有り
 - ・担当職員の路上喫煙調査の実施による多数の路上喫煙者及び吸い殻確認
 - ・両駅周辺の町会長・自治会長等との情報共有及び意見交換
 - ・新たな禁止地区指定についてのパブリック・コメント実施
 - ・川口市廃棄物対策審議会での意見の聴き取り完了
- ① S R 戸塚安行駅周辺の路上喫煙禁止地区の新規指定及び J R 西川口駅周辺の路上喫煙禁止地区の変更
(地図のとおり)
 - ② S R 戸塚安行駅及び J R 西川口駅における指定喫煙所の工事
 - ③ S R 戸塚安行駅及び J R 西川口駅における路上喫煙禁止地区巡回パトロール兼環境美化業務委託等

(2) 既存の路上喫煙禁止地区内の必要な路上喫煙対策

- ①禁止地区内の路上でのパトロール及び吸い殻等回収

(3) 川口市の路上における分煙ルールとマナー啓発の促進

- ①路上喫煙禁止地区の各駅周辺における路上喫煙防止啓発キャンペーンの実施
- ②路上喫煙禁止地区の各駅周辺における啓発・禁止路面シールの張替え
- ③各駅周辺の路上喫煙禁止地区における路上喫煙禁止啓発フラッグ及び横断幕の掲示
- ④路上喫煙禁止地区外における、市民からの通報場所に対する啓発看板・路面シールの掲示
- ⑤環境広報紙 P R E S S 5 3 0 及び広報かわぐち掲載による路上分煙のマナー啓発
- ⑥川口駅前キャストビジョン等による路上分煙のマナー啓発

